

オープンデータに関する仕様（第一版）

宣言文（2020年3月18日制定）第2条に基づき、オープンデータの仕様を次のように定める。

- 一 オープンデータの対象は文字画像およびそれに関するメタデータとし、IIIF (International Image Interoperability Framework) に準拠したデータとする。
- 二 各文字画像に関する IIIF Manifest ファイルを公開する。
- 三 各文字画像には以下の情報を付与する。
 - 1 各画像の固有 ID（機関ごとのルールによる）
 - 2 文字コード（unicode UTF-8）
 - 3 出典
 - 4 データベース名
 - 5 機関名
- 四 各文字画像には可能であれば以下の情報を付与する。
 - 1 時間情報
 - 2 空間情報
- 五 各文字画像は以下の条件を満たすものとする。
 - 1 解像度 300dpi 程度
 - 2 creative commons CC-BY SA 相当

2020年3月18日